

施行期日

附則 第1項

この条例は、平成18年4月1日から施行します。
ただし、施策に関する提案と組織の設置は、同年7月1日から施行します。

検討

附則 第2項

この条例の施行後、社会経済情勢の変化などを勘案し必要に応じて、食品等の安全・安心の確保に関する施策について検討し、必要な措置を講じます。

組織の設置

附則 第3項

「千葉県食品等安全・安心協議会」を設置し、食品等の安全・安心の確保に関する事項について調査審議、意見の提出などを行います。

- 消費者、事業者、学識経験者で構成します。

今後はこの条例に基づき、食品等の安全・安心の確保のため、関係者はそれぞれの責務や役割を認識し、リスクコミュニケーションを通じて共通した認識を持つことにより、関係者が一体となって取り組んでいくことが大切です。

